

別紙

諮問第986号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「医療保護入院に関する書類全て（〇〇/〇〇/〇〇～〇〇/〇〇/〇〇）（〇〇病院）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和4年8月5日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定においては、条例16条2号、4号あるいは6号の規定に基づき、対象保有個人情報の一部を非開示としたものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和4年11月2日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年9月26日に実施機関から理由説明書を收受し、同年10月27日（第236回第二部会）から同年11月24日（第237回第二部会）まで、2回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における

主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 医療保護入院について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）33条1項は、精神科病院の管理者は、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院する必要がある者であって当該精神障害のために法20条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたものについて、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる旨定めている（以下法33条1項の規定による入院を「医療保護入院」と、同項の規定により入院した者を「医療保護入院者」という。）。

また、法33条7項は、精神科病院の管理者は、同条1項の規定による措置を採ったときは、10日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない旨定めている。この届出については、「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成12年3月30日付障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）により、様式13「医療保護入院者の入院届」（以下「入院届」という。）によるものと定められている。

当該入院届の提出を受けた都道府県知事は、当該本人の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該医療保護入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない（法38条の3第1項）、審査を求められた精神医療審査会は、当該審査に係る医療保護入院中の者についてその入院の必要があるかどうかを審査し、その結果を当該都道府県知事に通知しなければならないこととされている（法38条の3第2項）。

そして、法33条の2は、精神科病院の管理者は、医療保護入院者を退院させたときは、10日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない旨定めている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、審査請求人を医療保護入院者とする平成○年○月○日付医療保護入院同意書、平成○年○月○日付医療保護入院者の入院届及び平成○年○月○日付医療保護入院者の退院届（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、別表に掲げる本件非開示情報がそれぞれの非開示条項に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

審査会は、本件非開示情報について、別表のとおり、本件非開示情報1から5までに分類した上で、それぞれの非開示妥当性について判断する。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、個人の名前が記載されている。この情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当するものと認められる。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、本件非開示情報1は審査請求人の医療保護入院先に勤務する職員の名前と考えられるとのことであり、慣行として公にされていないことから、本件非開示情報1は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は条例16条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、審査請求人の医療保護入院に同意した者及び医療保護入院先の病院管理者の印影である。

審査会が検討したところ、これらの情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 は条例16条 4 号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 のうち「病名」欄には、指定医が判断した病名が記載されており、「生活歴及び現病歴」欄には、指定医が診察時に本人及び診察に立ち会った者から聴取したこれまでの生活歴及び病歴の内容等のほか、医療保護入院が必要であるか否かを医学的に判断するために必要な情報が記載されている。また、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、指定医が自傷又は他害行為のおそれの有無の認定を行うに当たり、当該欄に列挙された症状又は状態像に該当する状態であるか、今後重大な問題行動のおそれがあるかなどを確認した事項が選択式及び記述式により記載されており、「医療保護入院の必要性」欄には、指定医が専門的見地から医療保護入院の要否を判断した内容が記載されている。

実施機関によれば、入院届及び退院届は、医療保護入院の要否に係る審査の基礎となるべき資料として、指定医による診断内容等につき正確かつ詳細な記載が求められているところ、医療保護入院は、本人の同意が得られない場合に、家族等の同意を得て行う非自発的な入院であることから、本件非開示情報 3 が開示されることとなると、本人が指定医に対して必要以上の接触や抗議を行うといった事態の発生が想定されるほか、本人と指定医との信頼関係が損なわれるなど、指定医が適切な診断、治療を行う上で支障が生ずるおそれがある、とのことである。

審査会において検討したところ、本件非開示情報 3 は、いずれも指定医が医学的見地から判断した内容等に係る情報であって、本人に開示されないことを前提に記載されたものであると認められ、医療保護入院が非自発的な入院措置であることを踏まえると、その記載内容は、本人の認識とは一致しない場合が少なくないものと推定される。そうすると、仮に本人の意に沿わない診断内容等が記載されている場合には、本件非開示情報 3 を開示することにより、実施機関が主張するような事態が発生する可能性があり、これを回避するために、指定医が本人の感情や反応を考慮してその所見等を正確に記録することを躊躇

し、内容を簡略化するなど、入院届の記載が形骸化するおそれがあり、医療保護入院に係る今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報3は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4には、審査請求人について、医療保護入院を必要と認めた精神保健指定医の名前が記載されている。

審査会が検討したところ、前記(ウ)のとおり、医療保護入院は非自発的な入院措置であり、かかる措置を受けるに至った事実及び経過は一般に本人の意に反している場合が少なくないものといえる。そうすると、本件非開示情報4を開示することにより、当該措置を受けた本人が、入院届の記載内容の真偽や詳細等を確認するために指定医に対して必要以上の接触を試み、又は抗議を行うなどの事態が発生することが想定される。

また、指定医がこれを回避するため、本人の感情や反応を考慮してその所見等を正確に記録することを躊躇し、内容を簡略化するなど、入院届の記載が形骸化するおそれがあり、医療保護入院に係る今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報4は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報5について

審査会が見分したところ、本件非開示情報5には、精神医療審査会が医療保護入院中の者について法38条の3第2項に基づく審査を行った日時及び担当部会、並びにその審査結果としての最終的な意見に関する情報が、それぞれ記載されている。

精神保健審査会は、法12条により、適正な医療及び保護を確保する観点から、医療保護入院及び退院の適否に関して審査を行わせるために設置された機関であり、法13条1項は、その委員について、精神障害者の医療に関し学識経験を

有する者、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び法律に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する旨を定めている。

実施機関によれば、本件非開示情報5は、指定医により本件非開示情報3が記載された入院届が精神医療審査会に送付され、審査を経て、その審査結果として精神医療審査会事務局により記載されたものである。本件非開示情報5が開示されることとなると、本人が精神医療審査会やその事務局等に対して必要以上の接触や抗議を行うといった事態の発生が想定され、それにより記載内容が簡略化され記載の形骸化につながるなど、精神医療審査会の運営その他の医療保護入院に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

審査会において実施機関に確認したところ、精神医療審査会は非公開で開催され、会議の性質上、開催した日時や各事案の審査に当たった部会及び構成委員並びに議事録等も全て非公開とされており、入院に係る審査に関しては年度単位での審査件数のみが公表されているとのことである。また、精神医療審査会の意見は、都道府県知事による医療保護入院の必要性に係る判断を法的に拘束するものではなく、精神医療審査会による審査結果と医療保護入院又は退院の結果は必ずしも一致しない場合もあり得るとの説明であった。

以上の説明に加え、医療保護入院が非自発的な入院措置であることを踏まえると、本人の意に沿わない審査結果が記載されている場合、これを開示することにより、精神医療審査会の判断に不服を抱き、委員氏名を明らかにすることを求める問合せや、精神医療審査会の委員やその事務局への接触を意図する来庁等が行われることが危惧される。また、精神医療審査会は一定の規則性をもって開催されているとのことであるから、具体的な開催日時が明らかになると、以後の開催日を予測することが可能となり、本人が開催日に精神医療審査会の委員等への接触を試み又は抗議を行うといった事態が発生することも危惧される。以上の理由により、審査事務の迅速かつ円滑な処理が困難になるなど、精神医療審査会の運営その他の医療保護入院に係る今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報5は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表

| 本件対象保有個人情報 | | 本件非開示情報 | | 非開示条項 |
|------------|--------------------------|---------|---|---------|
| 1 | 平成○年○月○日付 医療保護入院同意書 | 1 | 職員氏名 | 条例16条6号 |
| | | 2 | 入院同意者印影 | 条例16条4号 |
| 2 | 平成○年○月○日付 医療保護入院者の入院届 | 2 | 病院管理者印影 | 条例16条4号 |
| | | 3 | 病名、生活歴及び現 病歴、現在の精神症 状、その他の重要な 症状、問題行動等、 現在の状態像、医療 保護入院の必要性 | 条例16条6号 |
| | | 4 | 入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名 | 条例16条2号 |
| | | | | 条例16条6号 |
| 5 | 審査会意見 | 条例16条6号 | | |
| 3 | 平成○年○月○日付 医療保護入院者の退院届 | 2 | 病院管理者印影 | 条例16条4号 |
| | | 3 | 病名 | 条例16条6号 |